

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事
工事地名	群馬県渋川市金井外 2 箇所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 1 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 3 月
2) 事務所名	高崎河川国道事務所 工務第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	8340411017	1 4) 単価適用年月	2026 年 3 月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 3 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路改良工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	269 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和 8 年 12 月 25 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	渋川地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 7 号	2 2) 処 分 費 等	341,690
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 1 月 23 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良			式	1		51,390,631			
工事用道路撤去工(1) 第 1 工事用道路			式	1		8,073,046			
道路土工			式	1		3,890,361			
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	m3	1,460	326	475,960				単-1号
路体(築堤)盛土 (1) W<2.5m	2.5m未満	m3	20	6,807	136,140				単-2号
路体(築堤)盛土 (2) 4.0m≦W	4.0m以上	m3	900	238.2	214,380				単-3号
土砂等運搬 (1)	土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	m3	450	1,393	626,850				単-4号
土砂等運搬 (2)	土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	m3	1,660	377.1	625,986				単-5号
整地	残土受入れ地での処理	m3	450	124.9	56,205				単-6号
耕作整地		m3	380	4,618	1,754,840				単-7号
法面工		式	1		5,016				
法面整形工	盛土法面整形	m2	11	456	5,016				単-8号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
アスファルト舗装工 歩道部			式	1		192,104			
表層(歩道部)		再生細粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m未 満 (1層当り平均仕上 り厚50mm以下)	m2	37	2,474	91,538			単-9号
上層路盤(歩道部)		粒度調整碎石 M-30 仕 上り厚 100mm	m2	37	1,244	46,028			単-10号
凍上抑制層			m2	37	1,474	54,538			単-11号
縁石工			式	1		372,768			
床掘り			m3	0.8	2,237	1,789			単-12号
埋戻し			m3	0.1	4,057	405			単-13号
歩車道境界ブロック			m	23	7,618	175,214			単-14号
舗装止め嵩上げコンクリート			m	16	12,210	195,360			単-15号
防護柵工			式	1		361,200			
横断防止柵		H=800 ヘースプレート式	m	24	15,050	361,200			単-16号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物撤去工			式	1		3, 251, 597			
コルゲートフリューム撤去	350×350	m	160	1, 546	247, 360				単-17号
暗渠排水管撤去(1) 塩ビ管 φ300	350×350	m	4	428. 6	1, 714				単-18号
暗渠排水管撤去(2) 塩ビ管 φ150 有孔管	350×350	m	56	152. 7	8, 551				単-19号
暗渠排水管撤去(3) 塩ビ管 φ150	350×350	m	11	220. 8	2, 428				単-20号
置き式カーゴレール撤去(1)	GR-C-2B プレキャスト基礎	m	27	5, 991	161, 757				単-21号
置き式カーゴレール撤去(2)	Gr-C-2B コンクリートブロック基礎	m	174	2, 218	385, 932				単-22号
仮橋撤去		m2	45	956. 6	43, 047				単-23号
土のう		袋	35	996. 2	34, 867				単-24号
コンクリート取壊工	無筋コンクリート	m3	0. 9	11, 040	9, 936				単-25号
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m	38	710. 4	26, 995				単-26号
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2	1, 343	615. 8	827, 019				単-27号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻運搬 アスファルト殻		アスファルト殻	m3	66	2,064	136,224			単-28号
殻運搬 コンクリート殻		コンクリート殻(無筋)	m3	0.9	1,729	1,556			単-29号
現場発生品運搬 (1)現場～亀泉			t	51	21,490	1,095,990			単-30号
現場発生品運搬 (2)現場～並榎			t	0.1	24,360	2,436			単-31号
殻処分 アスファルト殻		アスファルト殻	m3	66	3,995	263,670			単-32号
殻処分 無筋コンクリート殻		コンクリート殻(無筋)	m3	0.9	2,350	2,115			単-33号
工事用道路撤去工(2) 第2工事用道路			式	1		771,305			
整地			式	1		13,739			
整地		残土受入れ地での処理	m3	110	124.9	13,739			単-34号
撤去			式	1		757,566			
舗装版破碎		アスファルト舗装版 舗装版 厚 5 c m	m2	370	615.8	227,846			単-35号
土のう			袋	136	996.2	135,483			単-36号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削		土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	m3	90	326	29,340			単-37号
敷鉄板撤去		22×1524×6096 撤去	枚	3	1,905	5,715			単-38号
土砂等運搬 (1)		土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	m3	90	1,393	125,370			単-39号
整地		残土受入れ地での処理	m3	90	124.9	11,241			単-40号
現場発生品運搬 (1)現場～亀泉			t	5	21,490	107,450			単-41号
殻運搬 アスファルト殻		アスファルト殻	m3	19	2,064	39,216			単-42号
殻処分 アスファルト殻		アスファルト殻	m3	19	3,995	75,905			単-43号
道路土工			式	1		38,405,500			
防草コンクリート			式	1		221,900			
張りコンクリート		各種 18-8-25 (20) W/ C指定なし コンクリート夜間 割増無	m2	50	4,438	221,900			単-44号
縁石工			式	1		380,900			
歩車道境界ブロック			m	50	7,618	380,900			単-45号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
残土処理工			式	1		37,802,700			
積込(ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m3	6,500	236.9	1,539,850			単-46号
土砂等運搬 (3)		土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	6,500	5,454	35,451,000			単-47号
整地		残土受入れ地での処理	m3	6,500	124.9	811,850			単-48号
石・ブロック積(張)工			式	1		3,865,380			
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)			式	1		3,865,380			
現場打基礎コンクリート		18-8-40(高炉) 底幅 55 c m 高さ 35 c m	m	50	11,550	577,500			単-49号
コンクリート(間知)ブロック積			m2	100	30,130	3,013,000			単-50号
現場打天端コンクリート		18-8-25(高炉)	m3	4	68,720	274,880			単-51号
仮設工			式	1		275,400			
交通管理工			式	1		275,400			
交通誘導警備員			人日	15	18,360	275,400			単-52号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接工事費			式	1		51,390,631			
共通仮設費			式	1		6,028,000			
共通仮設費			式	1		576,000			
現場環境改善費（率計上）			式	1		576,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		5,452,000			
純工事費			式	1		57,418,631			
現場管理費			式	1		18,104,000			
工事原価			式	1		75,522,631			
一般管理費等			式	1		13,397,369			
工事価格			式	1		88,920,000			
消費税相当額			式	1		8,892,000			
工事費計			式	1		97,812,000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	326
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m 3	1	326	326		
計						326		
単価						326	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	路体(築堤)盛土 (1) W<2.5m	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m未満	m 3	1	6,807	6,807		
計						6,807		
単価						6,807	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	路体(築堤)盛土 (2) 4.0m≦W	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価	238.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土		4.0m以上 20,000m3未満 無し	m 3	1	238.2	238.2		
計						238.2		
単価						238.2	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	土砂等運搬 (1)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	1,393
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 〆ツク山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 7.0km以下	m 3	1	1,393	1,393		
計						1,393		
単価						1,393	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	土砂等運搬 (2)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	377.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	1	377.1	377.1		
計						377.1		
単価						377.1	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	124.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	124.9	124.9		
計						124.9		
単価						124.9	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	耕作整地		単位	m3	数量	1	単価	4, 618
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
小型機械土工（トラクター）		砕土・整地 砂・砂質土	m 2	3. 33	5. 23	17. 41		
植栽用土		客土用（畑土）	m 3	1	4, 600	4, 600		
計						4, 617. 41		
単価						4, 618	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	法面整形工	盛土法面整形	単位	m2	数量	1	単価	456
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	456	456		
計						456		
単価						456	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一9号	表層(歩道部)	再生細粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価 2,474
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層 (歩道部)		1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 再生細粒度アスコン (13) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2,474	2,474	
計						2,474	
単価						2,474	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一10号	上層路盤(歩道部)	粒度調整碎石 M-30 仕上り厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価 1,244
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤 (歩道部)		100mm 1層施工 粒度調整碎石 M-30 全ての費用	m 2	1	1,244	1,244	
計						1,244	
単価						1,244	円/m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	凍上抑制層		単位	m2	数量	1	単価	1,474
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フィルター層		140mm以上160mm未満	m 2	1	1,474	1,474		
計						1,474		
単価						1,474	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	床掘り		単位	m3	数量	1	単価	2,237
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2,237	2,237		
計						2,237		
単価						2,237	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一13号	埋戻し		単位	m3	数量	1	単価	4, 057	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	4, 057	4, 057			
計						4, 057			
単価						4, 057	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-14号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ		単位	m	数量	1	単価	7,618
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ		設置 A種(150/170×200×600) 再生ｸﾗｯｼｬｰﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	7,618	7,618		
計						7,618		
単価						7,618	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-15号	舗装止め嵩上げコンクリート		単位	m	数量	16	単価	12,210
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	コンクリート	小型構造物 人力打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m 3	0.84	38,110	32,012.4		
	型枠	一般型枠 小型構造物	m 2	11.3	9,561	108,039.3		
	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.057	189,600	10,807.2		
	コンクリート削孔 (電動ハンマドリル)	30mm以上200mm未満	孔	65	683.9	44,453.5		
	計					195,312.4		
	単価					12,210	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	横断防止柵	H=800 ベースプレート式	単位	m	数量	1	単価	15,050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防護柵（横断・転落防止柵）設置工		アンカーボルト固定 ヒール式・パネル式 3m 100m未満 無	m	1	15,050	15,050		
計						15,050		
単価						15,050	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一17号	コルゲートフリューム撤去	350×350	単位	m	数量	1	単価	1,546
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コルゲートフリューム		撤去 350×350以上550×550以下	m	1	1,546	1,546		
計						1,546		
単価						1,546	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	暗渠排水管撤去(1) 塩ビ管 φ300	350×350	単位	m	数量	1	単価	428. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		撤去 直管 200～400mm	m	1	428. 6	428. 6		
計						428. 6		
単価						428. 6	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	暗渠排水管撤去(2) 塩ビ管 φ150 有孔管	350×350	単位	m	数量	1	単価	152. 7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		撤去 網状管 50～150mm	m	1	152. 7	152. 7		
計						152. 7		
単価						152. 7	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一20号	暗渠排水管撤去(3) 塩ビ管 φ150	350×350	単位	m	数量	1	単価	220.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
暗渠排水管		撤去 直管 50～150mm	m	1	220.8	220.8		
計						220.8		
単価						220.8	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一21号	置き式ガードレール撤去(1)	GR-C-2B プレキャスト基礎	単位	m	数量	1	単価	5,991
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設防護柵撤去		無し 無し 連続基礎ブロック 1000kg/基超2000kg/基以下	m	1	5,991	5,991		
計						5,991		
単価						5,991	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一22号	置き式カーゴレール撤去(2)	Gr-C-2B コンクリートブロック基礎	単位	m	数量	1	単価	2,218
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設防護柵撤去		無し 無し 独立基礎ブロック	m	1	2,218	2,218		
計						2,218		
単価						2,218	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一23号	仮橋撤去		単位	m2	数量	45	単価	956.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
覆工板設置・撤去工		撤去 ラフテレスクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	m 2	45	467	21,015		
上部工架設・撤去工		撤去 ラフテレスクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	t	2.78	7,924	22,028.72		
計						43,043.72		
単価						956.6	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一24号	土のう		単位	袋	数量	1	単価	996. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
大型土のう工		撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	996. 2	996. 2		
計						996. 2		
単価						996. 2	円／袋	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一25号	コンクリート取壊工	無筋コンクリート	単位	m3	数量	1	単価	11, 040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	11, 040	11, 040		
計						11, 040		
単価						11, 040	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一26号	舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	710.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版切断		アスファルト舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	710.4	710.4		
計						710.4		
単価						710.4	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一27号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	単位	m2	数量	1	単価	615.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	615.8	615.8		
計						615.8		
単価						615.8	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一28号	殻運搬 アスファルト殻	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	2,064
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 7.0km以下 全ての費用	m 3	1	2,064	2,064		
計						2,064		
単価						2,064	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一29号	殻運搬 コンクリート殻	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	1,729
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 8.0km以下 全ての費用	m 3	1	1,729	1,729		
計						1,729		
単価						1,729	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一30号	現場発生品運搬 (1)現場～亀泉		単位	t	数量	1	単価	21,490
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場発生品及び支給品運搬		トラック[クレーン装置付]ベーストラック4～4.5t積、吊能力2.9t 有り 20.0km以下	t	1	11,550	11,550		
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し		トラック[クレーン装置付]ベーストラック4～4.5t積、吊能力2.9t	t	1	9,935	9,935		
計						21,485		
単価						21,490	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一31号	現場発生品運搬 (2)現場～並榎		単位	t	数量	1	単価	24,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場発生品及び支給品運搬		トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t 有り 27.5km以下	t	1	14,960	14,960		
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し		トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t	t	1	9,398	9,398		
計						24,358		
単価						24,360	円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一32号	処分 アスファルト	アスファルト	単位	m3	数量	1	単価	3,995
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（t）			t	2.35	1,700	3,995		
計						3,995		
単価						3,995	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一33号	処分 無筋コンクリート	コンクリート(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（t）			t	2.35	1,000	2,350		
計						2,350		
単価						2,350	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一34号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	124.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	124.9	124.9		
計						124.9		
単価						124.9	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一35号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	単位	m2	数量	1	単価	615.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	615.8	615.8		
計						615.8		
単価						615.8	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一36号	土のう		単位	袋	数量	1	単価	996.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
大型土のう工		撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	袋	1	996.2	996.2		
計						996.2		
単価						996.2	円／袋	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一37号	掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	326
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m 3	1	326	326		
計						326		
単価						326	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一38号	敷鉄板撤去	22×1524×6096 撤去	単位	枚	数量	1	単価	1,905
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
敷鉄板設置・撤去		撤去	m 2	9.3	204.8	1,904.64		
計						1,904.64		
単価						1,905	円／枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一39号	土砂等運搬 (1)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	1,393
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 〆ツツ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 7.0km以下	m 3	1	1,393	1,393		
計						1,393		
単価						1,393	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一40号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	124.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	124.9	124.9		
計						124.9		
単価						124.9	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一41号	現場発生品運搬 (1)現場～亀泉		単位	t	数量	1	単価	21,490
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場発生品及び支給品運搬		トラック[クレーン装置付]ベ-ストラック4～4.5t積、吊能力2.9t 有り 20.0km以下	t	1	11,550	11,550		
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し		トラック[クレーン装置付]ベ-ストラック4～4.5t積、吊能力2.9t	t	1	9,935	9,935		
計						21,485		
単価						21,490	円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一42号	殻運搬 アスファルト殻	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	2,064
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 7.0km以下 全ての費用	m 3	1	2,064	2,064		
計						2,064		
単価						2,064	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一43号	殻処分 アスファルト殻	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	3,995
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	2.35	1,700	3,995		
計						3,995		
単価						3,995	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-44号	張りコンクリート	各種 18-8-25 (20) W/C指定なし コンクリート夜間割増無	単位	m2	数量	1	単価	4,438
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	基礎碎石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生クランパン 40〜0 全ての費用	m 2	1	1,392	1,392		
	コンクリート打設工	防草コンクリート 人力打設 各種 無し 7m3/100m2 有り	m 2	1	2,934	2,934		
	養生工	防草コンクリート	m 2	1	111.8	111.8		
	計					4,437.8		
	単価					4,438	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一45号	歩車道境界ブロック		単位	m	数量	1	単価	7,618
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
歩車道境界ブロック		設置 A種(150/170×200×600) 再生クラッシュラン RC-40 生コンクリート(各種) 有り	m	1	7,618	7,618		
計						7,618		
単価						7,618	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一46号	積込(ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	236.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	236.9	236.9		
計						236.9		
単価						236.9	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一47号	土砂等運搬 (3)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	5,454
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 60.0km以下	m 3	1	5,454	5,454		
計						5,454		
単価						5,454	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一48号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	124.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	124.9	124.9		
計						124.9		
単価						124.9	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一49号	現場打基礎コンクリート	18-8-40(高炉) 底幅 55 c m 高さ 35 c m	単位	m	数量	10	単価	11,550
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打基礎コンクリート		18-8-40(高炉) 有り 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	1.36	84,920	115,491.2		
計						115,491.2		
単価						11,550	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一50号	コンクリート(間知)ブロック積		単位	m2	数量	1	単価	30,130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリートブロック積工		JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0.397m3/m2 18-8-40(高炉)	m 2	1	30,130	30,130		
計						30,130		
単価						30,130	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一51号	現場打天端コンクリート	18-8-25(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	68,720
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打天端コンクリート		18-8-25(高炉) 一般養生	m 3	1	68,720	68,720		
計						68,720		
単価						68,720	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一52号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	18,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	18,360	18,360		
計						18,360		
単価						18,360	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	小型機械土工（トラクター）	砕土・整地 砂・砂質土	単位	m 2	数量	100	単価	5. 23
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	トラクター運転	砕土・整地	時間	0. 076	6, 892	523		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					523		
	単価					5. 23	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無 (鉄筋割合10%未満含む) 補正無 (一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	189,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1.03	110,000	113,300		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76,245	76,245		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		55		
	計					189,600		
	単価					189,600	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	アンカーボルト固定 ビーム式・パネル式 3m 100m未満 無	単位	m	数量	100	単価	15,050
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	横断・転落防止柵設置工 アンカーボルト固定用	ビーム式・パネル式	m	100	2,843.25	284,325		
	防護柵（P種）		m	100	12,200	1,220,000		
	諸雑費（まるめ）		式	1		675		
	計					1,505,000		
	単価					15,050	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設防護柵撤去	無し 無し 連続基礎ブロック 1000kg/基超2000kg/基以下	単位	m	数量	1	単価	5,991
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設防護柵撤去 昼間		連続ﾌﾞﾛｯｸ 1000kg/基超2000kg/基以下 時間制約無	m	1	5,991.48	5,991		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5,991		
単価						5,991	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設防護柵撤去	無し 無し 独立基礎ブロック	単位	m	数量	1	単価	2,218
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
仮設防護柵撤去 昼間		独立ﾌﾞﾛｯｸ 支柱間隔2m 時間制約無	m	1	2,218.5	2,218		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						2,218		
単価						2,218	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	覆工板設置・撤去工	撤去 ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	単位	m 2	数量	100	単価	467
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.27	32,946	8,895		
	とび工		人	0.8	28,560	22,848		
	普通作業員		人	0.12	25,806	3,096		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.21	53,200	11,172		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		689		
	計					46,700		
	単価					467	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	上部工架設・撤去工	撤去 ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型 25t吊 標準(1.0)	単位	t	数量	10	単価	7,924
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	0.34	42,126	14,322		
	橋りょう特殊工		人	1	37,536	37,536		
	溶接工		人	0.13	34,884	4,534		
	普通作業員		人	0.17	25,806	4,387		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	25 t 吊	日	0.29	53,200	15,428		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		3,033		
	計					79,240		
	単価					7,924	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型土のう工	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	単位	袋	数量	10	単価	996.2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.087	32,946	2,866		
	特殊作業員		人	0.087	27,642	2,404		
	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≦H≦2m	日	0.087	53,690	4,671		
	諸雑費（率＋まるめ） 0.4%		式	1		21		
	計					9,962		
	単価					996.2	円／袋	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価	11, 040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無	m 3	1	11, 033. 13	11, 033		
諸雑費（まるめ）			式	1		7		
計						11, 040		
単価						11, 040	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	1, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
アスコン殻処分費		掘削材	t	100	1, 700	170, 000		
計						170, 000		
単価						1, 700	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	1,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	コンクリート処分費	無筋	t	100	1,000	100,000		
	計					100,000		
	単価					1,000	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	撤去	単位	m 2	数量	100	単価	204.8
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.143	32,946	4,711		
	とび工		人	0.143	28,560	4,084		
	普通作業員		人	0.143	25,806	3,690		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0.143	54,530	7,797		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		198		
	計					20,480		
	単価					204.8	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート打設工	防草コンクリート 人力打設 各種 無し 7m3/100m2 有り	単位	m 2	数量	100	単価	2,934
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	32,946	32,946		
	普通作業員		人	3.2	25,806	82,579		
	生コンクリート	18-8-25(20) W/B指定なし	m 3	8.47	20,600	174,482		
	諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		3,393		
	計					293,400		
	単価					2,934	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	養生工	防草コンクリート	単位	m 2	数量	100	単価	111.8
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.09	32,946	2,965		
	普通作業員		人	0.31	25,806	7,999		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		216		
	計					11,180		
	単価					111.8	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートブロック積工	JIS滑面 150kg/個未満 無し 無し 練積 有(胴込+裏込) 0.397m3/m2 18-8-40(高炉)	単位	m 2	数量	100	単価	30,130
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ブロック積工	昼間 制約無	m 2	100	14,912.4	1,491,240		
	コンクリート積ブロック	J I S 滑面 1 5 0 k g / 個 未 満	m 2	100	5,880	588,000		
	生コンクリート 高炉	1 8 - 8 - 4 0	m 3	44.464	21,000	933,744		
	諸雑費（まるめ）		式	1		16		
	計					3,013,000		
	単価					30,130	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	18,360
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員A		人	1	18,360	18,360		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					18,360		
	単価					18,360	円／人日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラクター運転	砕土・整地	単位	時間	数量	1	単価	6,892
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	0.2	27,642	5,528		
軽油			L	2.6	130	338		
トラクタ〔ホイール式〕		機械質量1 t 級	時間	1	890	890		
ディスクハロ		作業幅1. 9～2. 7 m	時間	1	136	136		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						6,892		
単価						6,892	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ運転（クレーン仕様）	撤去 6m以下 -3m≤H≤2m	単位	日	数量	1	単価	53, 690
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28, 458	28, 458		
	軽油		L	101	130	13, 130		
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0. 8 m 3（平積0. 6 m 3） 2. 9 t 吊	日	1. 21	10, 000	12, 100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					53, 690		
	単価					53, 690	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	54, 530
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28, 458	28, 458		
軽油			L	119	130	15, 470		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		山積0. 8 m 3（平積0. 6 m 3） 2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						54, 530		
単価						54, 530	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	51,390,631	直接工事費	51,390,631	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	341,690	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		51,390,631	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		51,048,941		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.4 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10.61 %	(10.4 % × 週休1.02)			
計上額		5,452,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	51,048,941	直接工事費	51,390,631		
非対象額計（－）	341,690				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	341,690	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	51,048,941	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.13 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.13 %				
計上額	576,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	57,418,631	単独（追加工事）直接工事費	51,390,631	単独（追加工事）共通仮設費	6,028,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	57,418,631	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	57,076,941		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.61％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	31.53％（30.61％×週休1.03）		0％		
計上額	18,104,000		0		0
			3,227,796（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	高崎河川国道事務所 工務第二課	工事番号	8340411017	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			道路改良工事	

工事原価	75,522,631				
純工事費	57,418,631	現場管理費	18,104,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	75,522,631	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	75,180,941	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	75,522,631				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.7 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	13,397,369				
業務委託料等	0				
調査基準価格	88,737,000				
調査基準価格の100/110	80,670,000	（ 90.72 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所 工務第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
工事用道路撤去工(1) 第 1 工事用道路		式		1		
道路土工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	m3		1,460		
路体(築堤)盛土 (1) W<2.5m	2.5m未満	m3		20		
路体(築堤)盛土 (2) 4.0m≤W	4.0m以上	m3		900		
土砂等運搬 (1)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		450		
土砂等運搬 (2)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		1,660		
整地	残土受入れ地での処理	m3		450		
耕作整地		m3		380		
法面工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面整形工	盛土法面整形	m2		11		
アスファルト舗装工 歩道部		式		1		
表層 (歩道部)	再生細粒度アスコン (13) 舗装厚 40mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm 以下)	m2		37		
上層路盤 (歩道部)	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 100m m	m2		37		
凍上抑制層		m2		37		
縁石工		式		1		
床掘り		式		1		
埋戻し		式		1		
歩車道境界ブロック		m		23		
舗装止め嵩上げコンクリート		m		16		
防護柵工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
横断防止柵	H=800 ベースプレート式	m		24		
構造物撤去工		式		1		
コレクトリウム撤去	350×350	m		160		
暗渠排水管撤去(1) 塩ビ管 φ300	350×350	m		4		
暗渠排水管撤去(2) 塩ビ管 φ150 有孔管	350×350	m		56		
暗渠排水管撤去(3) 塩ビ管 φ150	350×350	m		11		
置き式ガートレール撤去(1)	GR-C-2B フレキヤスト基礎	m		27		
置き式ガートレール撤去(2)	Gr-C-2B コンクリートブロック基礎	m		174		
仮橋撤去		m ²		45		
土のう		袋		35		
コンクリート取壊工	無筋コンクリート	m ³		0.9		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	m		38		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2		1, 343		
殻運搬 アスファルト殻	アスファルト殻	m3		66		
殻運搬 コンクリート殻	コンクリート殻(無筋)	m3		0. 9		
現場発生品運搬 (1)現場～亀泉		t		51		
現場発生品運搬 (2)現場～並榎		t		0. 1		
殻処分 アスファルト殻	アスファルト殻	m3		66		
殻処分 無筋コンクリート殻	コンクリート殻(無筋)	m3		0. 9		
工事用道路撤去工(2) 第2工事用道路		式		1		
整地		式		1		
整地	残土受入れ地での処理	m3		110		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
撤去		式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2		370		
土のう		袋		136		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	m3		90		
敷鉄板撤去	22×1524×6096 撤去	枚		3		
土砂等運搬 (1)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		90		
整地	残土受入れ地での処理	m3		90		
現場発生品運搬 (1)現場～亀泉		t		5		
殻運搬 アスファルト殻	アスファルト殻	m3		19		
殻処分 アスファルト殻	アスファルト殻	m3		19		
道路土工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
防草コンクリート		式		1		
張りコンクリート	各種 18-8-25 (20) W/C指定なし コンクリート夜間割増無	m2		50		
縁石工		式		1		
歩車道境界ブロック		m		50		
残土処理工		式		1		
積込(ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m3		6,500		
土砂等運搬 (3)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		6,500		
整地	残土受入れ地での処理	m3		6,500		
石・ブロック積(張)工		式		1		
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)		式		1		
現場打基礎コンクリート	18-8-40(高炉) 底幅 55 c m 高さ 35 c m	m		50		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
コンクリート(間知)ブロック積		m2		100		
現場打天端コンクリート	18-8-25(高炉)	m3		4		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		人日		15		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	51, 390, 631
(2) 共通仮設費 -----	6, 028, 000
(3) 純工事費 -----	57, 418, 631
(1)+(2)	
(4) 現場管理費 -----	18, 104, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0
(6) 工事原価 -----	75, 522, 631
(3)+(4)+(5)+(18)	
(7') 一般管理費等(計上額) -----	13, 397, 369
(8') その他費目計 -----	0
(9) 業務委託料等 -----	0
(10) 工事価格 -----	88, 920, 000
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)	

(16) 工場製作純工事費 -----	0
(17) 工場管理費 -----	0
(18) 工場製作原価 -----	0

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) 13, 397, 714)

(11) 消費税相当額 -----	8, 892, 000
(12) 請負工事価格 -----	97, 812, 000
(10)+(11)	
(13) 入札書比較価格 -----	88, 920, 000
(請負工事費の100/110)	
(14) 調査基準価格 -----	88, 737, 000
(15) 調査基準価格の100/110 -----	80, 670, 000
(万円未満切り捨て)	

令和 7 年度

R 7 国道 1 7 号渋川西 B P 外改良工事
特記仕様書

令和 8 年 1 月



国土交通省 関東地方整備局



高崎河川国道事務所

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
(URL「<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>」)
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 3 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）
 - （１）各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
 - （２）工事現場間の距離は、1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること。
 - （３）下請次数は 3 次までであること。
 - （４）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年

以上有する者であること。

(5) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。

(6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。

(7) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

(8) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。

(1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は群馬県内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- ２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- ３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - １）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - ２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - ３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
- ４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。
- ５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条 コリンズ（CORINS）への登録

- １．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「１－１－１－７コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
- ２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
- ３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第６条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書１－１－１－７コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点	群馬県渋川市金井	緯度	36° 30' 28"	経度	138° 59' 27"
終点	群馬県渋川市金井	緯度	36° 30' 41"	経度	138° 59' 26"

第７条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書１－１－１－７コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のため

の確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、群馬県渋川市金井地先の国道１７号渋川西バイパス事業に伴う工事用道路の撤去および土砂の運搬等を行う工事である。

工事概算数量 掘削工 1,500m³、路体盛土工 900m³、土砂等運搬 15,000m³、縁石工 100m、防草工 100m²、コンクリートブロック積 200m²、構造物撤去工 １式、仮設工 １式

第 8 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注 1: 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注 2: 所属会社の写真とする。

第 9 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - （１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は高崎河川国道事務所のホームページにより公表する。
 - （４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第 10 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 11 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- 1) コンクリートブロック積(張)工
- 2) 縁石工

第 12 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 13 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev 5. 7）令和7年3月版国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/gi_jyutu00000039.html）によるものとする。

第 17 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 18 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 19 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は、速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 12 月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 20 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 21 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続

きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第22条 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

- 1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
- 2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第23条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。工事現場発生品

第24条 現場発生品

- 1. 工事用道路撤去に伴い発生する資材の引渡し場所は、亀泉高架橋下資材置き場（運搬距離L＝18.8km）及び並榎スクラップステーションとする。
- 2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品 目	規 格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘 要
置式ガードレール	Gr-C-2B プレキャスト基礎	m	27	亀泉高架橋下資材置き場	L=18.8km	
	Gr-C-2B コンクリートブロック基礎	m	174			
覆工板	W1000×L3000×t200	枚	15			
H鋼	H-250×250 L=8000	本	4			
溝形鋼	[200×90 L=8000	本	2			
敷鉄板	22×1524×6096	枚	3			
鉄屑	H 3	t	0.1	並榎スクラップステーション	L=23.8km	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第25条 再生資材の活用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	As 量 6.5%再生細粒	歩道
再生クラッシャーラン	RC-40	構造物基礎、 裏込
再生コンクリート砂	Rs	歩道

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

また、上記に示す再生コンクリート砂の使用箇所は、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所であることから、六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準に適合していなければならない。確認方法は、平成3年8月23日付け環境庁告示46号に規定される測定方法に基づき実施するものとする。また、測定試料は再生コンクリート砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の測定試験を実施するものとする。

第26条 特定建設資材の分別解体等の再生資源化等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律第68号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物取り壊し工)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

法			
---	--	--	--

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
As 殻（掘削材）	渋川アスコン(株)	群馬県渋川市半田字元中島 743-1 及び字藤左エ門島 3458-1
Co 殻（無筋）	星野興業(株)	群馬県渋川市祖母島字中野 2364-1

上記（2）については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

渋川アスコン(株)：8時00分～17時00分

星野興業(株)：8時00分～17時00分

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
 なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用
3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第27条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第28条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

ならない。

4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3－3－3配合」に従うものとする。

第29条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究資料、平成20年12月）に基づく電子納品対象工事である。（http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.htm1)

第30条 工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（CD入り）】

- ・完成平面図 SXF データ（.P21）
- ・完成縦断図 SXF データ（.P21）
- ・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第31条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、

監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第32条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和6年3月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確定を行い、結果を出力したものでも

よい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<http://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第33条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※

より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第34条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。

受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

(参考) 3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する。(BIM/CIM取扱要領「付属資料2 オブジェクト分類」を参照)。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施(変更)計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

2) 整理すべき課題

3) BIM/CIMの実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)

4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)

5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以

下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

第 35 条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference/>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/>）を参照すること。

第 36 条 工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
- Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
- Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
- Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
- Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	交通誘導警備員	備 考
残土処理工	昼間作業	15人（うち有資格誘導員15人）	交代要員含む
合計		15人（うち有資格誘導員15人）	

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第37条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まな

い。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第38条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。

ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 39 条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）を 1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 40 条 環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

6. 工種

構造物撤去工

構造物取壊工

舗装版切断

舗装版破碎

7. 建設機械・設備

低騒音・低振動認定機械

騒音防止を施した機械

油圧ジャッキ式破碎機

8. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

第 41 条 特定調達品目調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 7 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 42 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号、最終改正平成13年国土交通省告示487号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第43条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第44条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第45条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第46条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1)仮設備関係

「環境負荷の低減」を実施するものとする。

(2)営繕関係

「現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）」、「現場休憩所の快適化」を実施するものとする。

(3)安全関係

「工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）」を実施するものとする。

(4)地域連携

「工事工程表の掲示」を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第47条 工期

1. 工期は、雨天、休日等77日を見込み、工事の始期から269日間とする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40日間
② 後片付け期間	20日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数）	0.75
④検査に要する各種電子データの作成期間（後片付け期間後）	30日間
⑥余裕期間	契約締結日の翌日から 令和8年3月31日

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：26日間

ロ）8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：6日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（前橋観測所）及環境省（前橋地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

また、余裕期間及び準備工の期間内に、BIM/CIM モデルの作成期間を含むものとする。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

工期：工事の始期から２６９日間

（但し、令和８年４月１日（工事着手期限）までに工事を開始すること

※契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から２６９日間で工事を完了させること。

３．降雪等による現場閉鎖期間は、監督職員の承諾を得るものとする。

第４８条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第４９条 工事工程表の開示試行工事

- １．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
- ２．工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
- ３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事

工程の確保に努めるものとする。

4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第50条 週休2日制適用工事（完全週休2日（土日））

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休 2 日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休 2 日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休 2 日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第 5 1 条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近 5 カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、前橋観測所（気象庁のデータ）における 1 日の降雨・降雪量雨が 10 mm 以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第 5 2 条 個人情報の取扱について

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. ①受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示または承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄または消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

②前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

9. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

10. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

- 1 1. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 5 3 条 施工時間

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分	標準作業時間
昼間作業	すべての工事	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第 5 4 条 概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第 5 5 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型により活用する技術

- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第56条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第55条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。
活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第55条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。
なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第57条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。
なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。
「URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>」
2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目
現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。
3. 実施内容
 - (1) 段階確認・材料確認、立会での確認
 - ①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
 - ②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実

施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。

また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８）通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

第58条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7. 3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ		
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地	
完成検査	○	○	○	○	○	○	○	
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○	
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第59条 契約後V E方式

V E提案の定義について

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

V E提案の意義及び範囲について

1. 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

V E提案書の提出について

3. 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（別紙様式ー1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

V E提案の審査について

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

V E提案の採否等について

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 1 4 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

V E 提案を採用した場合の設計変更等について

7. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
8. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
9. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 1 0 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 1 0. V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

なお、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

V E 提案の活用と保護について

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

V E 提案の責任の所在について

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 6 0 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、
①

取組み内容②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 5 5 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組みについては本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 6 1 条 CCUS 活用工事（受注者希望方式）（試行）

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUS に本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する「CCUS 活用工事（受注者希望方式）」の試行工事である。
2. 受注者は、CCUS 活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して自主的に CCUS 活用に取り組む旨を協議し、CCUS の活用に取り組むものとする。
受注者が CCUS の活用に取り組まない場合は、本条 3. ～ 10. は適用しないものとする。

3. 受注者は、CCUS に本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・ 下請企業：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業を除く。
- ・ 技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が 2 週間以内の者を除く。
- ・ CCUS 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する CCUS の利用者をいう。
- ・ CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する CCUS の利用者をいう。
- ・ 登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数
- ・ 登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数
- ・ 就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・ 平均登録事業者率：5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
- ・ 平均登録技能者率：5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・ 平均就業履歴蓄積率：5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降 3 ヶ月に 1 回の頻度で計測（以下「計測日」という。）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から 3 ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を 1 回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。

6. 計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客

観的に確認できる資料及び CCUS によって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

7. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率 90%以上、平均登録技能者率 80%以上及び平均就業履歴蓄積率 50%以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において 1 点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に 1 点加点を行う。

8. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率 70%、平均登録技能者率 60%、平均就業履歴蓄積率 30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

9. CCUS 現場利用料等について

当初においては計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS 現場利用料等」として設計変更で費用計上するものとする。

なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。原則として、1 工事あたり 2 台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2 台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2 台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

10. フォローアップの実施

CCUS モデル工事の実態把握のための調査を別途依頼した場合はこれに協力すること。

第 6 2 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第 6 3 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 6 4 条 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。

第 6 5 条 猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の支援

受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。

第 2 章 土 工

第 6 6 条 建設発生土の受け入れ地

1. 発生土の受け入れ場所は以下のとおりとする。
 - 1) 上信ストックヤード（群馬県渋川市祖母島地内）（運搬距離 6.5 km）とする。
 - 2) 渋川西 B P 逆川下流（群馬県渋川市金井地内）（運搬距離 0.3 km）とする。
 - 3) 前橋笠懸道路事業地（群馬県伊勢崎市野町地内）（運搬距離 36.4 km）とする。
2. 発生土の受け入れ条件（小割、仮置き等）は、次のとおりとする。（運搬距離 36.4 km）
 - 1) 捨土の種類
レキ質土（岩塊・玉石混り土含む）
 - 2) 受け入れ時間
8 時 0 0 分～17 時 0 0 分
3. 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
4. 受け入れ地での処理方法について、1) 及び 3) は整地を見込んでいる。
5. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、本工事から建設発生土を 100 m³ 以上搬出する場合は、別紙様式－8－1～2 により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。

なお、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量(m3)

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第67条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類	備考
ブロック積基礎、 胴込、裏込コンクリート	40 mm	8cm	60%以下	18 N/mm ²	高炉セメントB種	
天端コンクリート	25 mm	8cm	60%以下	18 N/mm ²	高炉セメントB種	
歩車道境界基礎	25 mm	8cm	—	18 N/mm ²	高炉セメントB種	
舗装止め嵩上げコン クリート	25 mm	12cm	55%以下	24 N/mm ²	高炉セメントB種	

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第68条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第69条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、530kg/m³以上（又は1：3とする）。

第 7 0 条 組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第 7 1 条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第 2 編 材 料 編

第 1 章 土木工事材料

第 7 2 条 砂利、碎石、砂

- 1．凍上抑制層に使用する再生砂は JIS A 1204（土の粒度試験方法）によるふるい分けの 0. 0 7 5 通過量が 0～6％以下のものでなければならない。
- 2．構造物の基礎には R C - 4 0 を使用するものとする。

第 7 3 条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	摘要
歩道舗装	6 0 ～ 8 0 又は 8 0 ～ 1 0 0	

第 3 編 土 木 工 事 共 通 編

第 1 章 総 則

第 7 4 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。

第 75 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託している。
また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 76 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 77 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第78条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明書
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第79条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。
また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第4編 道路編

第1章 舗装

第80条 中温化アスファルト舗装の試行

本工事において、中温化アスファルト舗装の試行の実施について、監督職員と協議するものとする。なお、中温化アスファルト混合物の流通状況等により、実施が困難な場合もあるため、本試行の実施は任意とする。

＜試行内容＞

- ・新規合材を対象とする。
- ・実施範囲や実施時期等の詳細については、監督職員と協議する。
- ・中温化アスファルト混合物は製造時の加熱温度をマイナス20℃又はマイナス30℃低減させて製造されるものを使用する。

- ・機械式フォームド方式を基本とするが、監督職員と協議の上、添加剤方式も可とする。
- ・本試行に伴う追加費用は設計変更の対象とする。
- ・本試行を実施した場合、実施後に監督職員より送付されるアンケートに協力するものとする。

第 8 1 条 粒度調整路盤材

粒度調整路盤材料は、M－30 とする。

第 8 2 条 示方配合のアスファルト量

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下表のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径	アスファルト量	摘 要
R A ③	再生細粒度アスコン	13 mm	6.5 %	歩道舗装

第 5 編 その他

第 8 3 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第 8 4 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 8 5 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 8 6 条 様 式

本特記仕様書中の各様式等については、高崎河川国道事務所ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/>) の[入札・契約情報]－[技術情報]－[特記仕様書様式等]よりダウンロードすること。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第 5 3 条
	☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。	第 5 3 条
	☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。	第 5 3 条
	☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第 4 7 条
	☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 4 7 条
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 4 0 条
安全対策関係	☐ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 3 6 条
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。	第 6 6 条
	☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 6 条
その他	☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第 2 6 条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

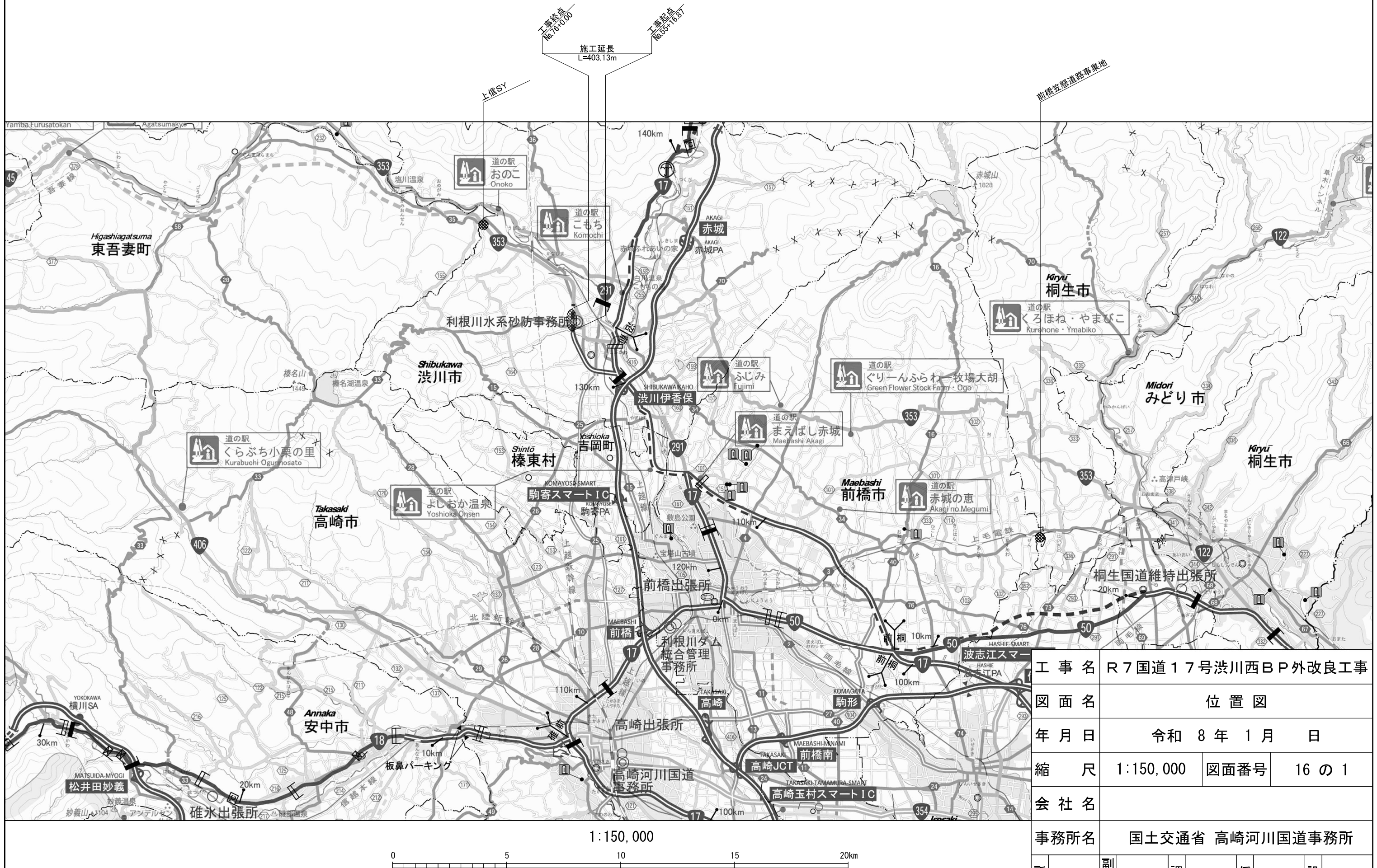
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

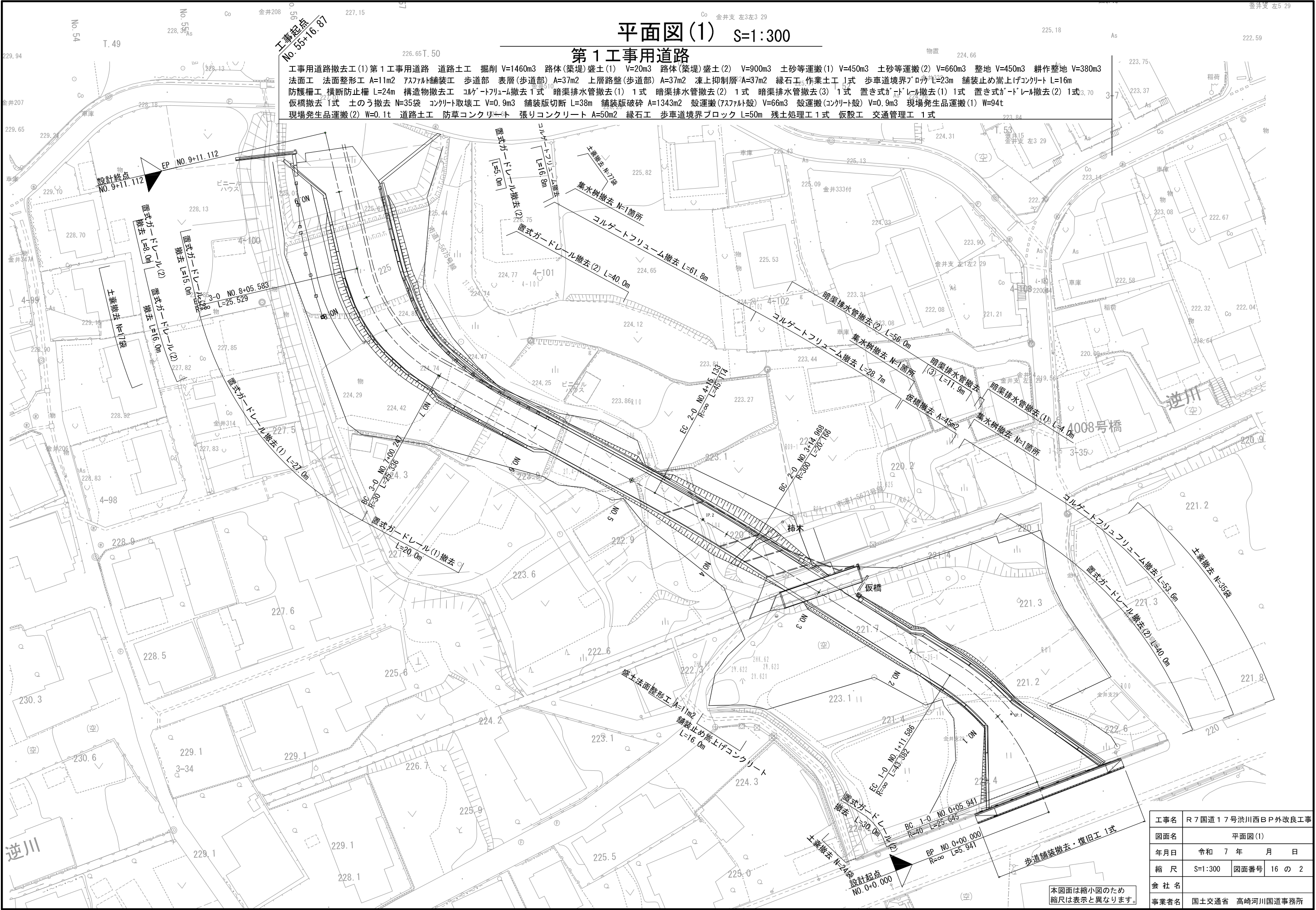
概略工事工程表																	
工事名：R7国道17号渋川西BP外改良工事																	
工 種		単位	数量	令和8年										令和9年		備 考 (パ－ディ(pt)数等)	
				1	30	60	90	120	150	180	210	240	270	300	330		
準備工				■	■	■			■					■	■		・40日間
残土処理工		式	1														
土砂等運搬		m3	6,500								■	■	■	■			
道路土工		式	1														
掘削工		m3	1,500					■	■	■	■						(1pt)
路体盛土工		m3	450	■	■	■				■	■						
整地		m3	500	■	■	■					■	■					
石・ブロック積(張)工		式	1	■	■	■											(1pt)
コンクリートブロック積		m2	100	■	■	■											
縁石工		式	1	■	■	■											
歩車道境界ブロック		m	50	■	■	■											
防草工		式	1	■	■	■											
防草コンクリート		m2	50	■	■	■											
構造物撤去工		式	1	■	■	■											(1pt)
構造物取壊し		式	1	■	■	■					■	■					
				■	■	■											(1pt)
後片付け				■	■	■						■	■				・20日間
検査に関する各種電子データの作成期間				■	■	■						■	■				
	年末年始・GW・お盆			■	■	■											・12月下旬～1月上旬 ・4月下旬～5月上旬 ・8月中旬
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正あり)を適用															

工期：工事の始期から269日間。（但し、令和8年4月1日までに工事を開始すること。）

位置図 S=1:150,000



工 事 名		R 7 国道 1 7 号 渋川西 B P 外改良工事							
図 面 名		位 置 図							
年 月 日		令和 8 年 1 月 日							
縮 尺		1:150,000		図面番号		16 の 1			
会 社 名									
事務所名		国土交通省 高崎河川国道事務所							
所長		副所長		課長		係長		設計	



平面図(1) S=1:300

第 1 工事用道路

工事用道路撤去工(1) 第 1 工事用道路 道路土工 掘削 V=1460m3 路体(築堤)盛土(1) V=20m3 路体(築堤)盛土(2) V=900m3 土砂等運搬(1) V=450m3 土砂等運搬(2) V=660m3 整地 V=450m3 耕作整地 V=380m3
法面工 法面整形工 A=11m2 アスファルト舗装工 歩道部 表層(歩道部) A=37m2 上層路盤(歩道部) A=37m2 凍上抑制層 A=37m2 縁石工 作業土工 1式 歩車道境界ブロック L=23m 舗装止め嵩上げコンクリート L=16m
防護柵工 横断防止柵 L=24m 構造物撤去工 コルゲートフリューム撤去 1式 暗渠排水管撤去(1) 1式 暗渠排水管撤去(2) 1式 暗渠排水管撤去(3) 1式 置き式ガードレール撤去(1) 1式 置き式ガードレール撤去(2) 1式
仮橋撤去 1式 土のう撤去 N=35袋 コンクリート取壊工 V=0.9m3 舗装版切断 L=38m 舗装版破碎 A=1343m2 殻運搬(アスファルト殻) V=66m3 殻運搬(コンクリート殻) V=0.9m3 現場発生品運搬(1) W=94t
現場発生品運搬(2) W=0.1t 道路土工 防草コンクリート 張りコンクリート A=50m2 縁石工 歩車道境界ブロック L=50m 残土処理工 1式 仮設工 交通管理工 1式

工事名	R 7 国道 1 7 号渋川西 B 外改良工事		
図面名	平面図(1)		
年月日	令和 7 年	月	日
縮 尺	S=1:300	図面番号	16 の 2
会 社 名			
事業者名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

平面図(2)
第2工事用道路

S=1:400

工事用道路撤去工(2) 整地 整地 V=110m3 舗装版破碎 A=370m2 土のう撤去 136袋 掘削 V=90m3
敷鉄板撤去 N=3枚 土砂等運搬(1) V=90m3 石・ブロック積(張)工 コンクリートブロック工 現場打基礎コンクリート L=1式
コンクリート(間知)ブロック積 1式 現場打天端コンクリート V=4m3

工事終点
No. 76+0.00



敷鉄板 : 22×1524×6096

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	平面図(2)		
作成年月日	令和 8 年 1 月		
縮尺	1:400	図面番号	16 の 3
会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

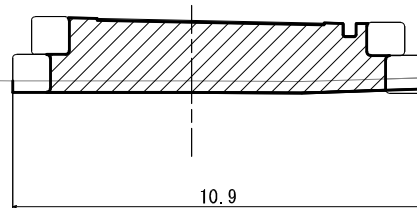
工事用道路横断図(1) S=1:100

第 1 工事用道路

NO. 1		
項目	数量区分	面積
掘削		15.4 m ²
路体盛土	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	0.0 m ²

NO. 1
GH=222.54

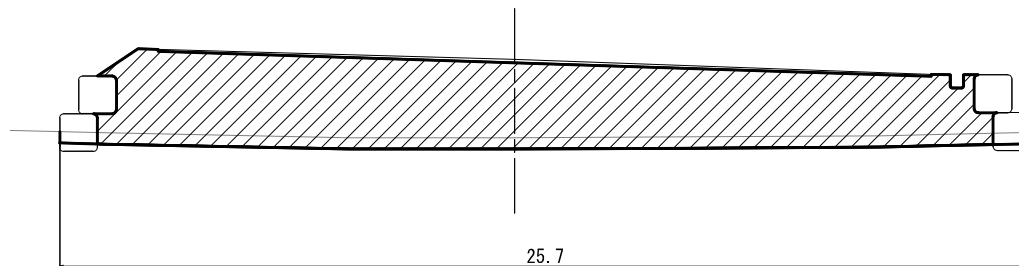
DL=220.000



BC. 1 (NO. 0+5.941)		
項目	数量区分	面積
掘削		51.1 m ²
路体盛土	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	0.0 m ²

BC1
GH=222.96

DL=220.000



NO. 0+4.63		
項目	数量区分	面積
掘削		0.0 m ²
路体盛土	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	1.3 m ²

NO. 0+4.63
GH=222.96

DL=220.000



凡 例	
	掘削
	盛土 (W<2.5m)
	盛土 (4.0m≦W)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	工事用道路横断図(1)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	16 の 4
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

工事用道路横断図(2) S=1:100

第 1 工事用道路

NO. 3		
項目	数量区分	面積
掘削		0.0 m2
	W<2.5m	1.1 m2
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m2
	4.0m≦W	0.0 m2

NO. 3
GH=220.60

DL=220.000

1.4

NO. 2		
項目	数量区分	面積
掘削		0.1 m2
	W<2.5m	0.0 m2
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m2
	4.0m≦W	1.4 m2

NO. 2
GH=221.12

DL=220.000

8.3

EC. 1 (NO. 1+11.586)		
項目	数量区分	面積
掘削		5.6 m2
	W<2.5m	0.0 m2
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m2
	4.0m≦W	0.0 m2

EC1
GH=221.72

DL=220.000

8.6

凡 例

	掘削
	盛土 (W<2.5m)
	盛土 (4.0m≦W)

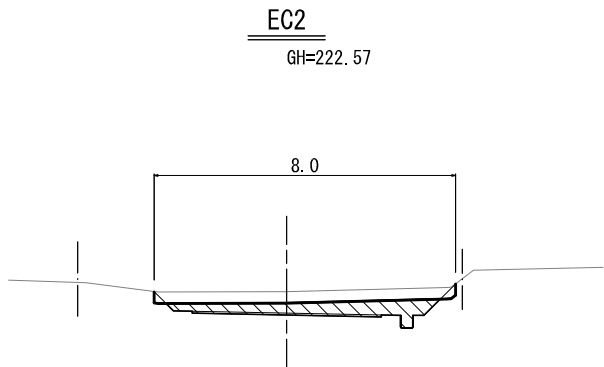
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	工事用道路横断図(2)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	16 の 5
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

工事用道路横断図(3) S=1:100

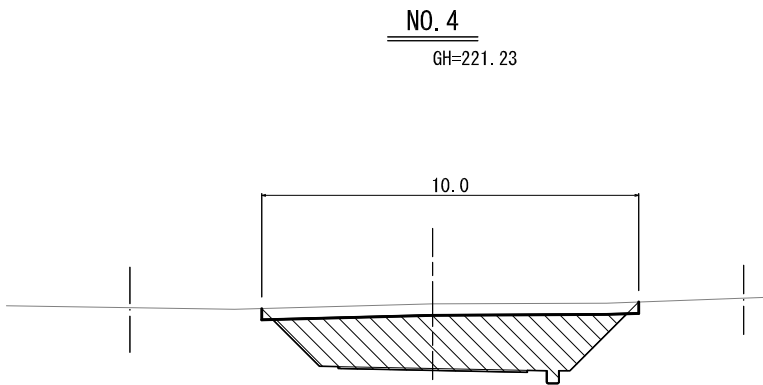
第 1 工事用道路

EC. 2 (NO. 4+15.133)		
項目	数量区分	面積
掘削		0.0 m ²
路体盛土	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	2.4 m ²



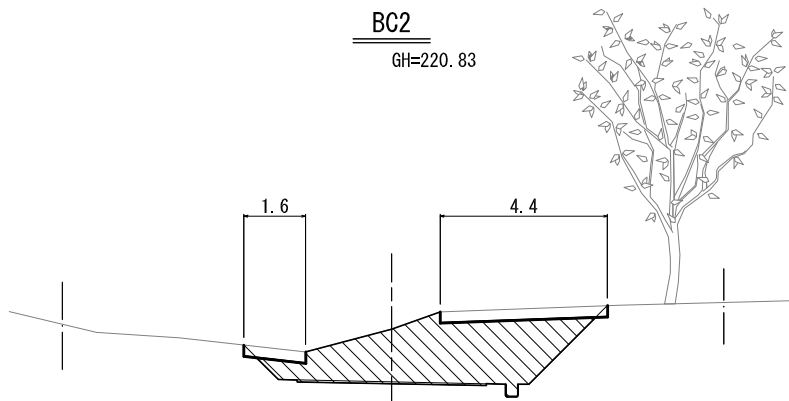
DL=220.000

NO. 4		
項目	数量区分	面積
掘削		0.0 m ²
路体盛土	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	11.5 m ²



DL=220.000

BC. 2 (NO. 3+14.968)		
項目	数量区分	面積
掘削		0.0 m ²
路体盛土	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	10.7 m ²



DL=220.000

凡 例	
	掘削
	盛土 (W<2.5m)
	盛土 (4.0m≦W)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	工事用道路横断図 (3)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	16 の 6
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

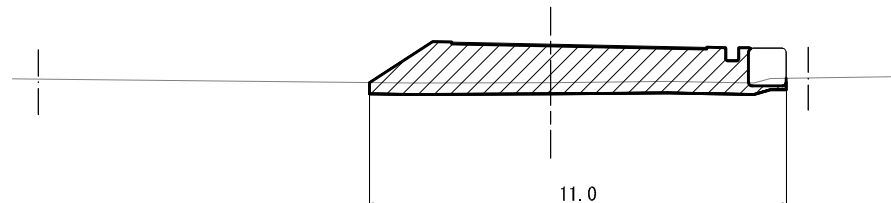
工事用道路横断図(4) S=1:100

第1工事用道路

NO. 7

GH=225.67

NO. 7		
項目	数量区分	面積
掘削		11.9 m ²
路体盛土	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	0.0 m ²

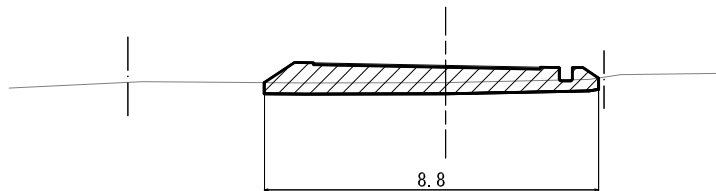


DL=220.000

NO. 6

GH=224.65

NO. 6		
項目	数量区分	面積
掘削		5.9 m ²
路体盛土	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	0.0 m ²

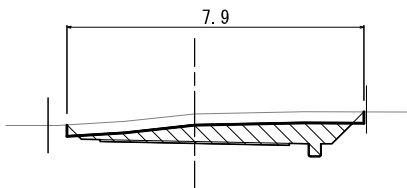


DL=220.000

NO. 5

GH=223.06

NO. 5		
項目	数量区分	面積
掘削		0.0 m ²
路体盛土	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	3.1 m ²



DL=220.000

凡 例

	掘削
	盛土 (W<2.5m)
	盛土 (4.0m≦W)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	工事用道路横断図(4)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	16 の 7
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

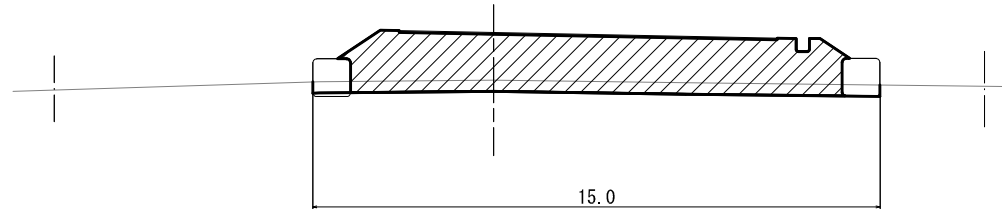
工事用道路横断図(5) S=1:100

第1工事用道路

EC3

GH=226.85

EC. 3 (NO. 8+5.583)		
項目	数量区分	面積
掘削		19.4 m ²
	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	0.0 m ²
路体盛土		
	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	0.0 m ²

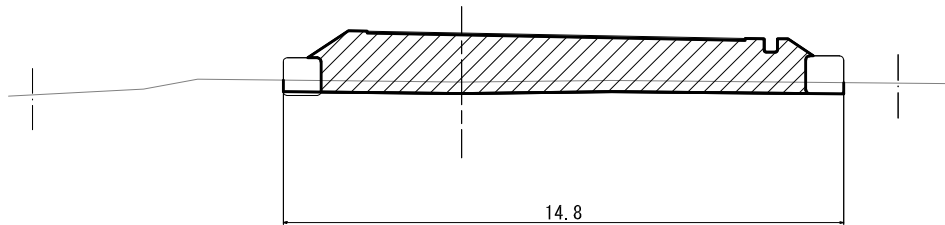


DL=220.000

NO. 8

GH=226.62

NO. 8		
項目	数量区分	面積
掘削		18.8 m ²
	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	0.0 m ²
路体盛土		
	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	0.0 m ²

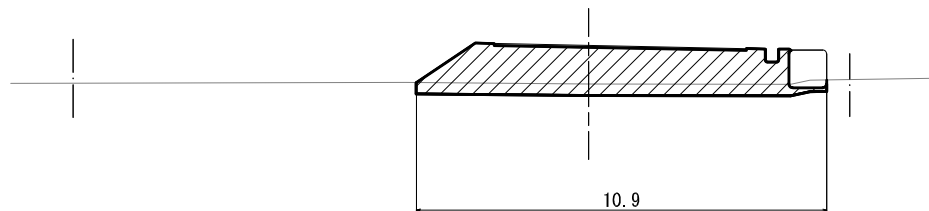


DL=220.000

BC3

GH=225.68

BC. 3 (NO. 7+0.247)		
項目	数量区分	面積
掘削		11.7 m ²
	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	0.0 m ²
路体盛土		
	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≦W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≦W	0.0 m ²



DL=220.000

凡 例

	掘削
	盛土 (W<2.5m)
	盛土 (4.0m≦W)

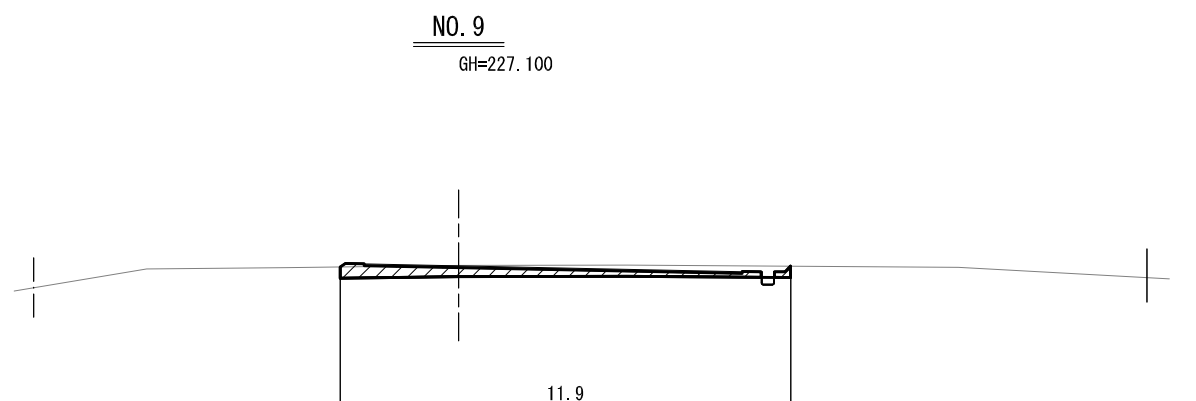
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	工事用道路横断図 (5)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	16 の 8
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

工事用道路横断図(6) S=1:100

第 1 工事用道路

NO. 9		
項目	数量区分	面積
掘削		2.3 m ²
路体盛土	W<2.5m	0.0 m ²
	2.5m≤W<4.0m	0.0 m ²
	4.0m≤W	0.0 m ²

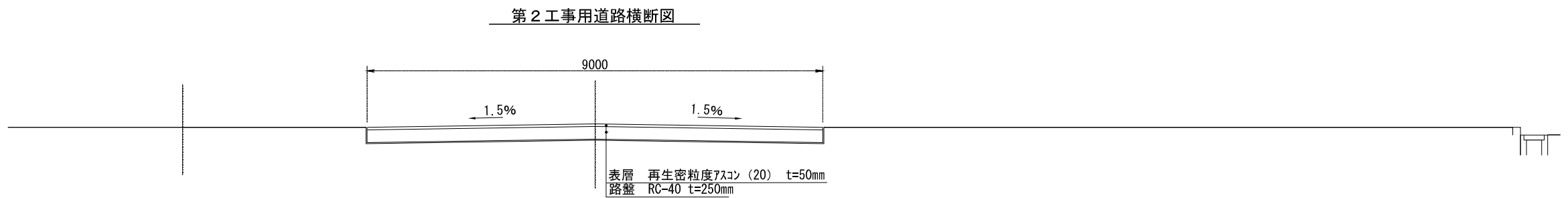


凡 例	
	掘削
	盛土 (W<2.5m)
	盛土 (4.0m≤W)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	工事用道路横断図(6)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	16 の 9
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

工事用道路横断図(7) S=1:50
第2工事用道路

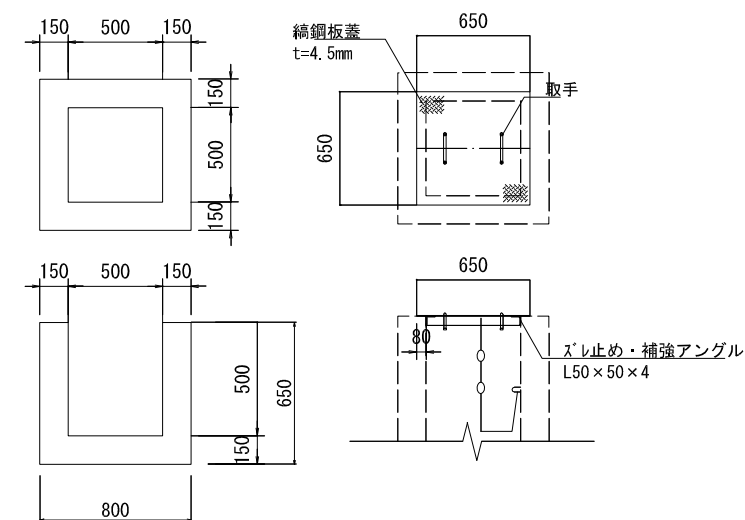


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	工事用道路横断図(7)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:50	図面番号	16 の 10
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

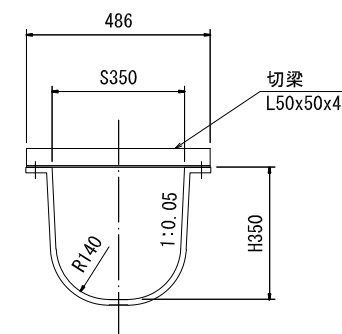
撤去構造図（1）

集水枡撤去 S=1:20



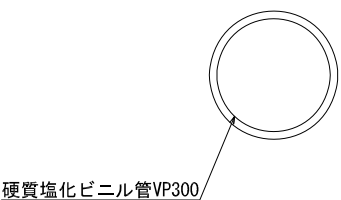
集水枡撤去 数量表				1箇所当り
種 別	規格・寸法	単 位	数 量	摘 要
コンクリート取壊し	無筋	m3	0.273	
鋼鋼板蓋	鉄屑	kg	15.80	

コルゲートフリューム撤去 S=1:10



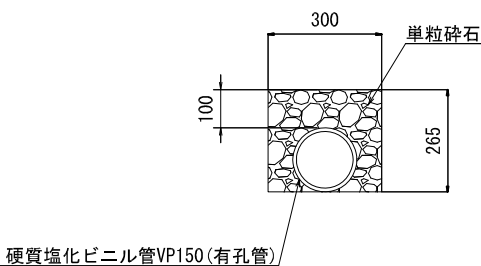
コルゲートフリューム撤去 数量表					10m当り
種 別	規格・寸法	単 位	数 量	摘 要	
コルゲートフリューム	鉄屑	kg	2.30		

暗渠排水管（1）撤去 S=1:10



暗渠排水管（1）撤去 数量表					10m当り
種 別	規格・寸法	単 位	数 量	摘 要	
硬質塩化ビニル管VP300	廃プラ	kg	219.62		

暗渠排水管（2）撤去 S=1:10



暗渠排水管（2）撤去 数量表					10m当り
種 別	規格・寸法	単 位	数 量	摘 要	
硬質塩化ビニル管VP150(有孔管)	廃プラ	kg	67.01		
土木シート	不織布 t=1mm	m2	11.30		
	115g/m2	kg	1.30		
単粒砕石		m3	0.581		

暗渠排水管（3）撤去 S=1:10



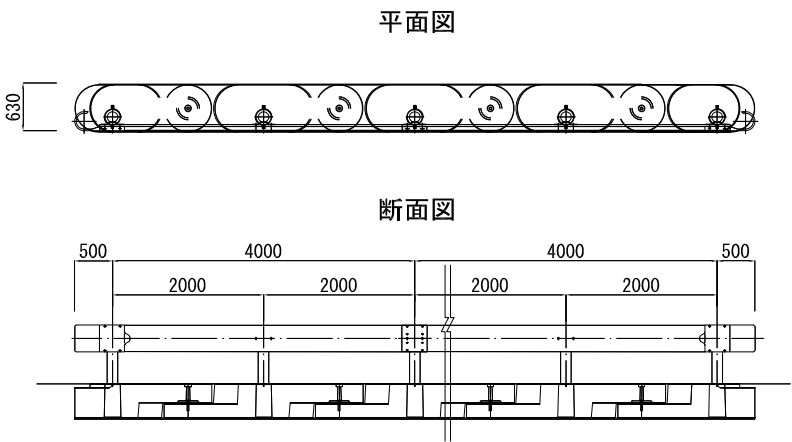
暗渠排水管（3）撤去 数量表					10m当り
種 別	規格・寸法	単 位	数 量	摘 要	
硬質塩化ビニル管VP150	廃プラ	kg	67.01		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	撤去構造図（1）		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	図 示	図面番号	16 の 11
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

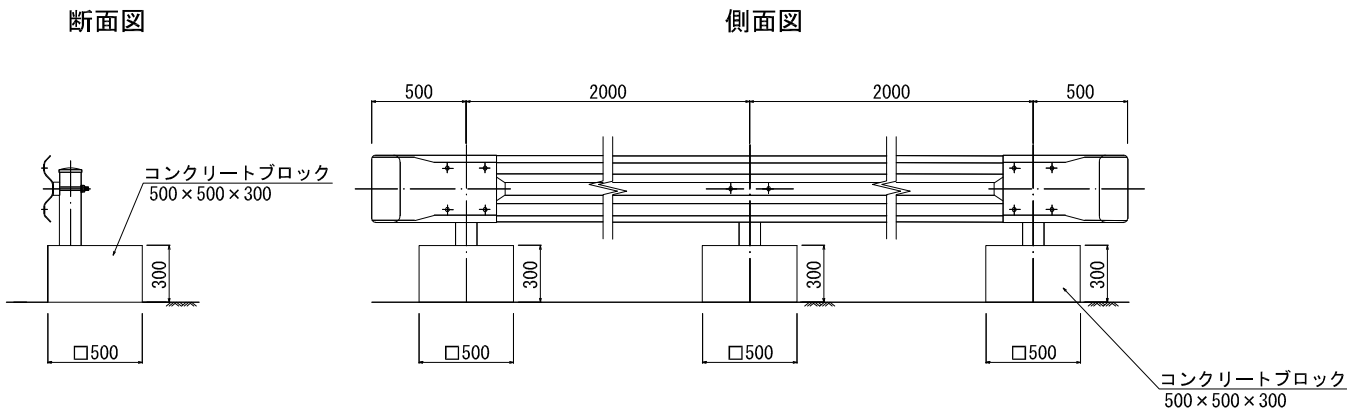
撤去構造図（2）

置式ガードレール（1）撤去 S=1:50



置式ガードレール（2）撤去 数量表 27m当り				
種 別	規格・寸法	単 位	数 量	摘 要
Gr-C-2B		kg	442.80	
自在R連続基礎	基本	kg	18924.00	
自在R連続基礎	端部A	kg	749.00	
自在R連続基礎	端部B	kg	679.00	

置式ガードレール（2）撤去 S=1:20



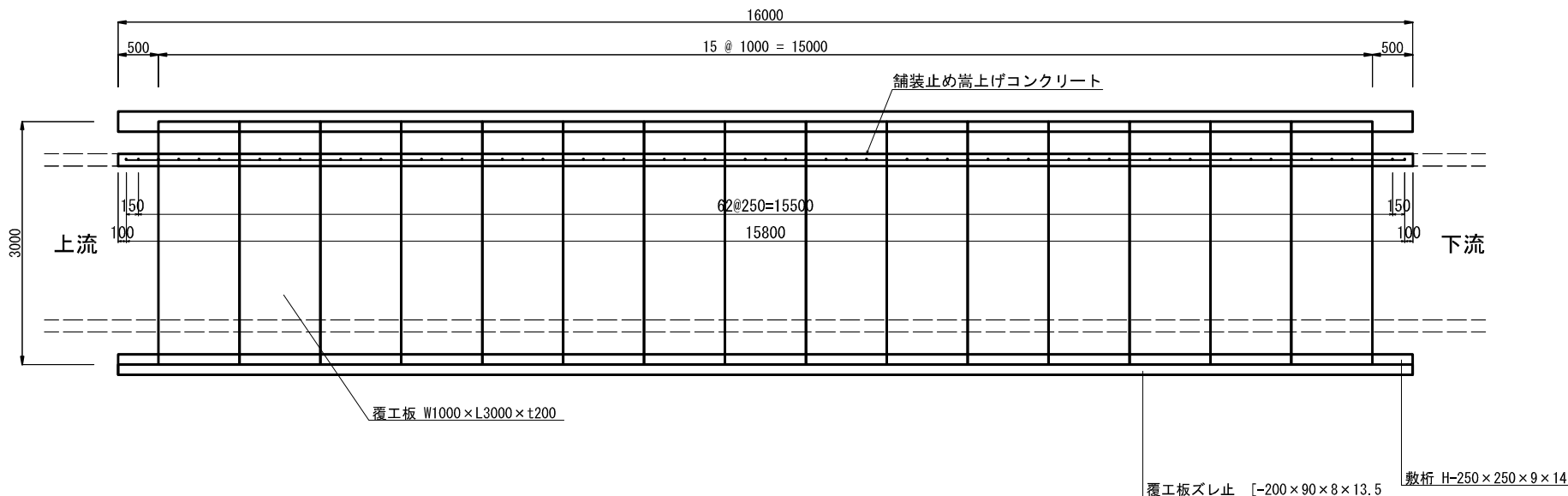
置式ガードレール（3）撤去 数量表 10m当り				
種 別	規格・寸法	単 位	数 量	摘 要
Gr-C-2B		kg	164.00	
コンクリートブロック	500×500×300	kg	862.50	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

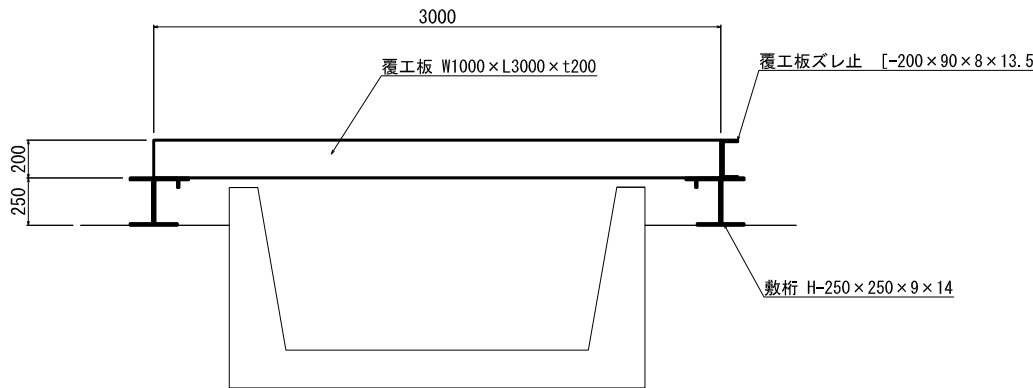
工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	撤去構造図（2）		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	図 示	図面番号	16 の 12
設計会社名			
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

仮橋撤去・復旧詳細図

平面図 S=1:40



撤去断面図 S=1:20

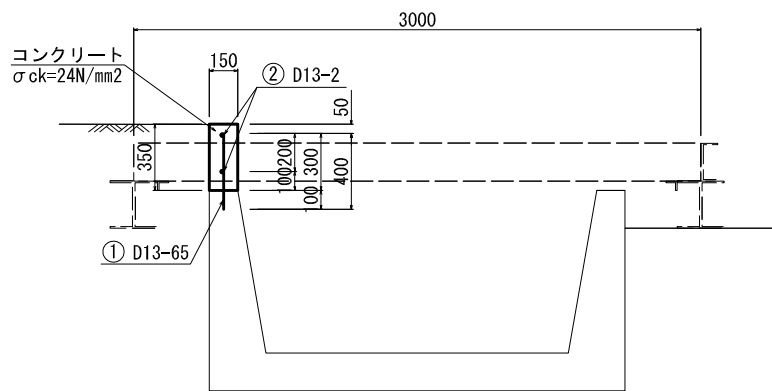


仮橋材料表

名 称	寸 法	数量	単位重量
覆工板	W1000 × L3000 × t200	15枚	650kg/枚
敷 桁	H-250 × 250 × 9 × 14 - L8000	4本	574kg/本
覆工板ズレ止	[-200 × 90 × 8 × 13.5 - L8000	2本	242kg/本
合計 12.5t			

復旧断面図 S=1:20

舗装止め嵩上げコンクリート

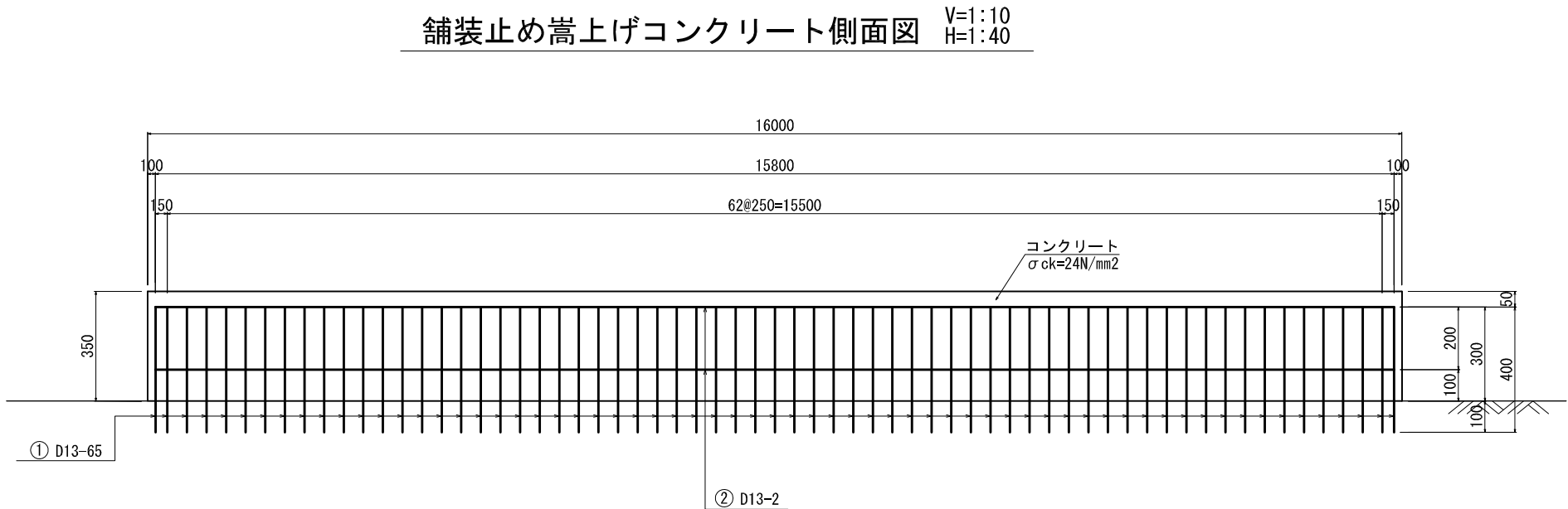


舗装止め嵩上げコンクリート 数量表

細 別	規 格	単位	数 量	摘 要
コンクリート	σck=24N/mm2	m3	0.840	
型枠	一般型枠	式	1.0	
鉄筋	SD345 D13	t	0.057	
穿孔	穿孔径 φ16mm 穿孔長 100mm	箇所	65	

16m当り

舗装止め嵩上げコンクリート側面図 V=1:10
H=1:40

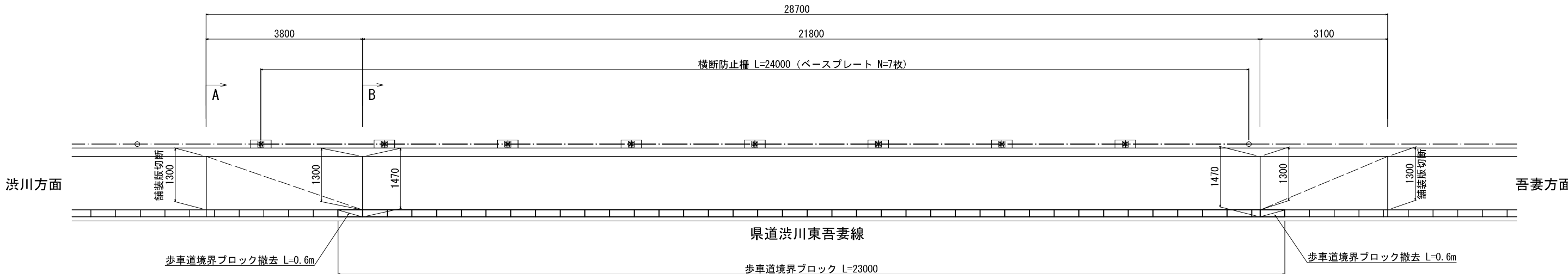


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

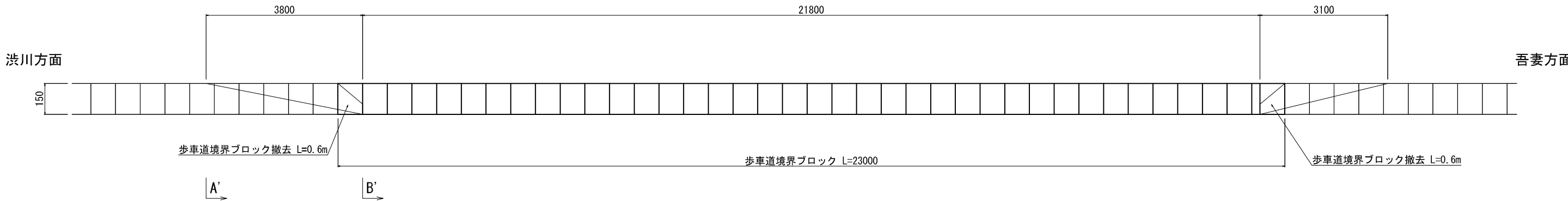
工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事			
図面名	仮橋撤去・復旧詳細図			
年月日	令和 8 年	1 月	日	
縮 尺	図 示	図面番号	16 の 13	
設計会社名				
事務所名	国土交通省 高崎河川国道事務所			

歩道部復旧詳細図

平面図 S=1:50

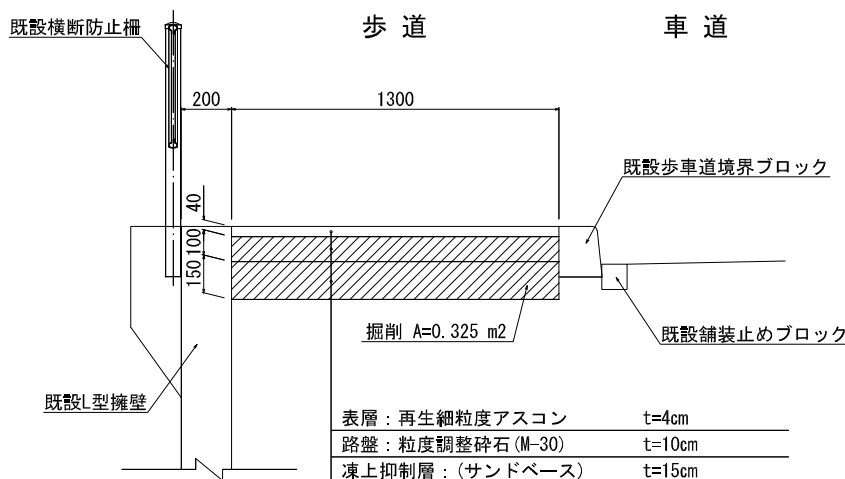


側面図 V=1:10
H=1:50

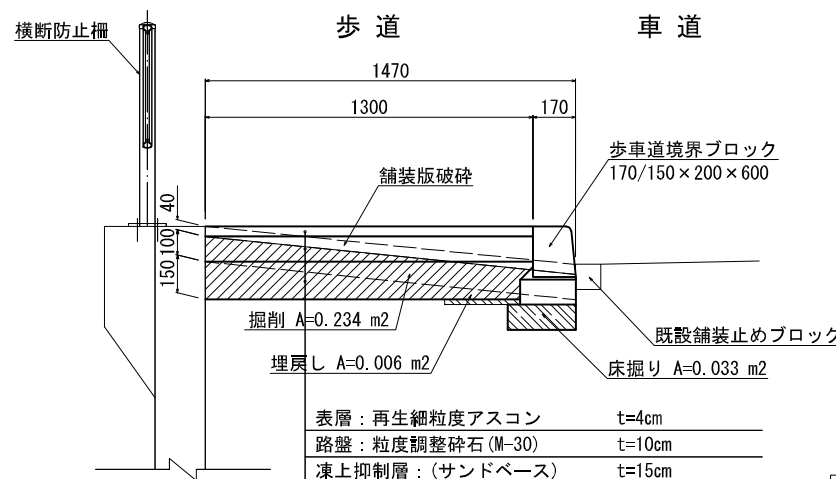


断面図 S=1:15

A-A' 断面



B-B' 断面

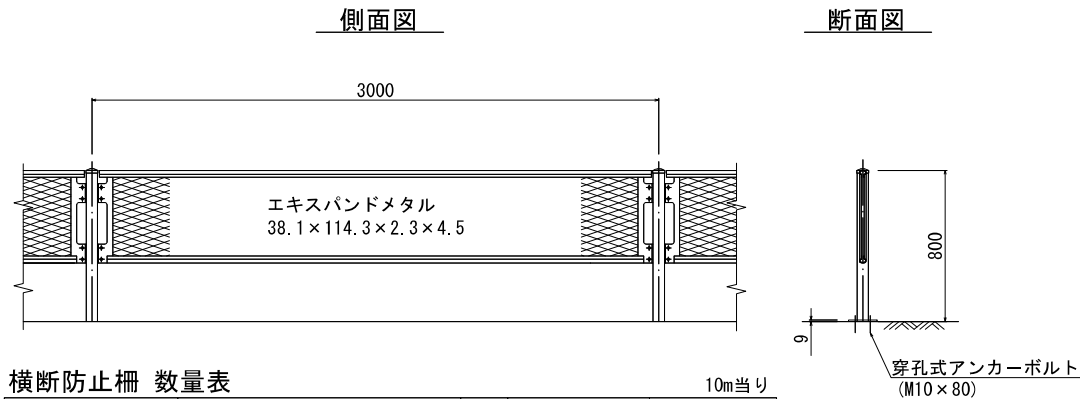


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事		
図面名	歩道部復旧詳細図		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	図 示	図面番号	16 の 14
会 社 名			
事業者名	国土交通省 高崎河川国道事務所		

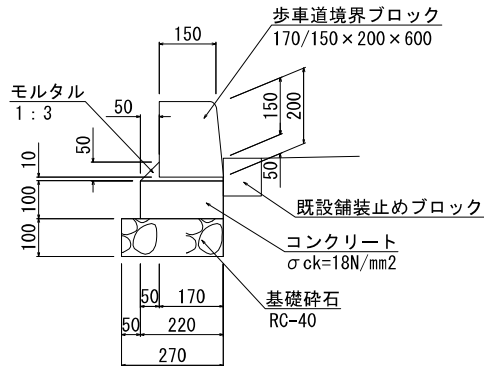
復旧構造図

横断防止柵 S=1:20



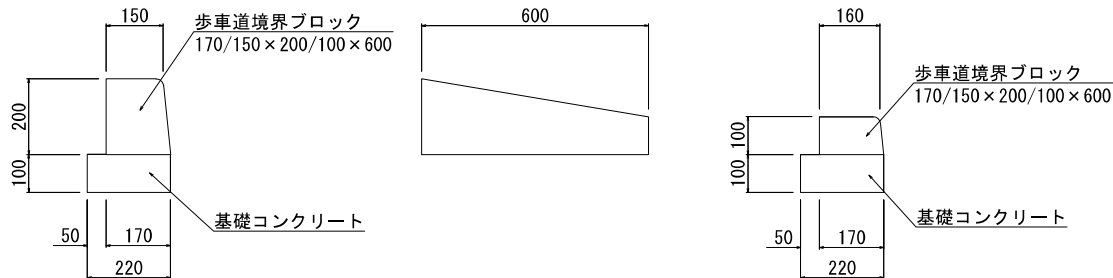
横断防止柵 数量表					10m当り
種 別	規 格	単位	数 量	摘 要	
横断防止柵	H=800 ベースプレート式	m	10.0		
ベースプレート	150×150×9	枚	3.33		
穿孔式アンカーボルト	M10×80	本	13.33		

歩車道境界ブロック S=1:10



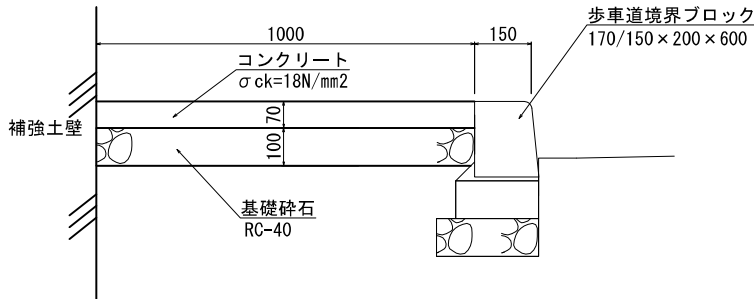
歩車道境界ブロック 数量表					10m当り
種 別	規 格	単位	数 量	摘 要	
歩車道境界ブロック	170/150×200×600	基	16.5		
モルタル	1 : 3	m ³	0.03		
コンクリート	σ _{ck} =18N/mm ²	m ³	0.22		
型枠		式	1		
基礎碎石	RC-40 t=100mm	m ²	2.70		

歩車道境界ブロック撤去 S=1:10



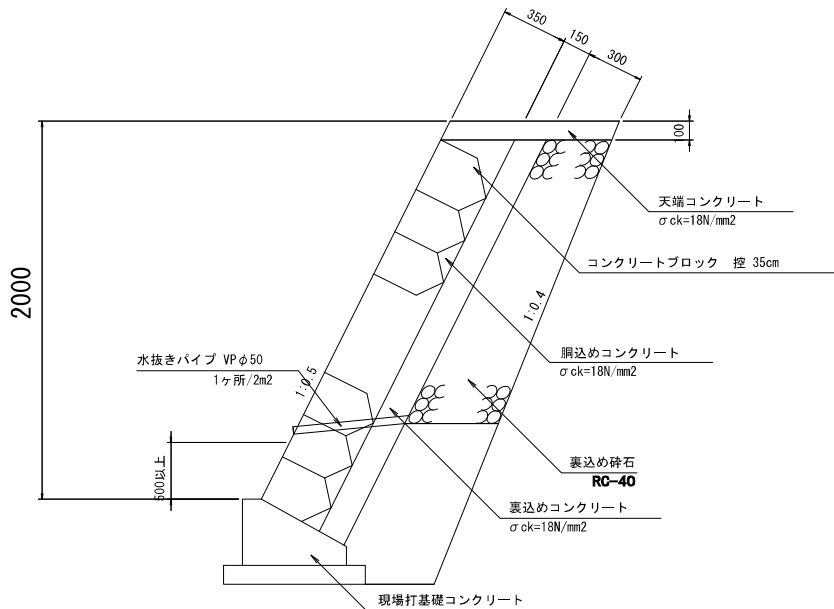
歩車道境界ブロック撤去 数量表					1箇所当り
種 別	規 格	単位	数 量	摘 要	
歩車道境界ブロック	無筋	m ³	0.015		
基礎コンクリート	無筋	m ³	0.013		

張コンクリート S=1:10



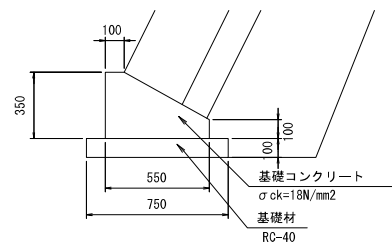
張コンクリート 数量表					10m当り
種 別	規 格	単位	数 量	摘 要	
歩車道境界ブロック	170/150×200×600	m	10.0		
コンクリート	σ _{ck} =18N/mm ²	m ³	0.70		
基礎碎石	RC-40 t=100mm	m ²	10.0		

ブロック積断面図 S=1:20



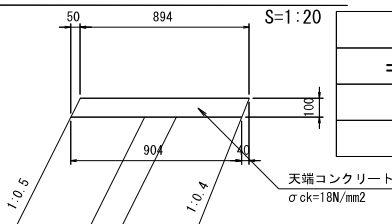
コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）数量表					1式当り
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	
コンクリートブロック積	(積) 控え 35cm	m ²	100.0		
胴込コンクリート	σ _{ck} =18N/mm ²	m ³	22.0		
裏込コンクリート	σ _{ck} =18N/mm ²	m ³	17.7		
裏込材	RC-40	m ³	31.5		
水抜きパイプ	VPφ50	本	25		
目地	樹脂発泡体 (30倍発砲) t=20	m ²	2.5		
天端コンクリート	σ _{ck} =18N/mm ²	m ³	4.5		
現場打基礎コンクリート	σ _{ck} =18N/mm ²	m	50.0		

現場打基礎コンクリート詳細図 S=1:20



現場打基礎コンクリート数量表					10m当り
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	
コンクリート	σ _{ck} =18N/mm ²	m ³	1.36		
基礎型枠		式	1		
基礎材	RC-40 t=100	m ²	7.5		
目地材	樹脂発泡体 (30倍発砲) t=20mm	m ²	0.14		

現場打天端コンクリート S=1:20



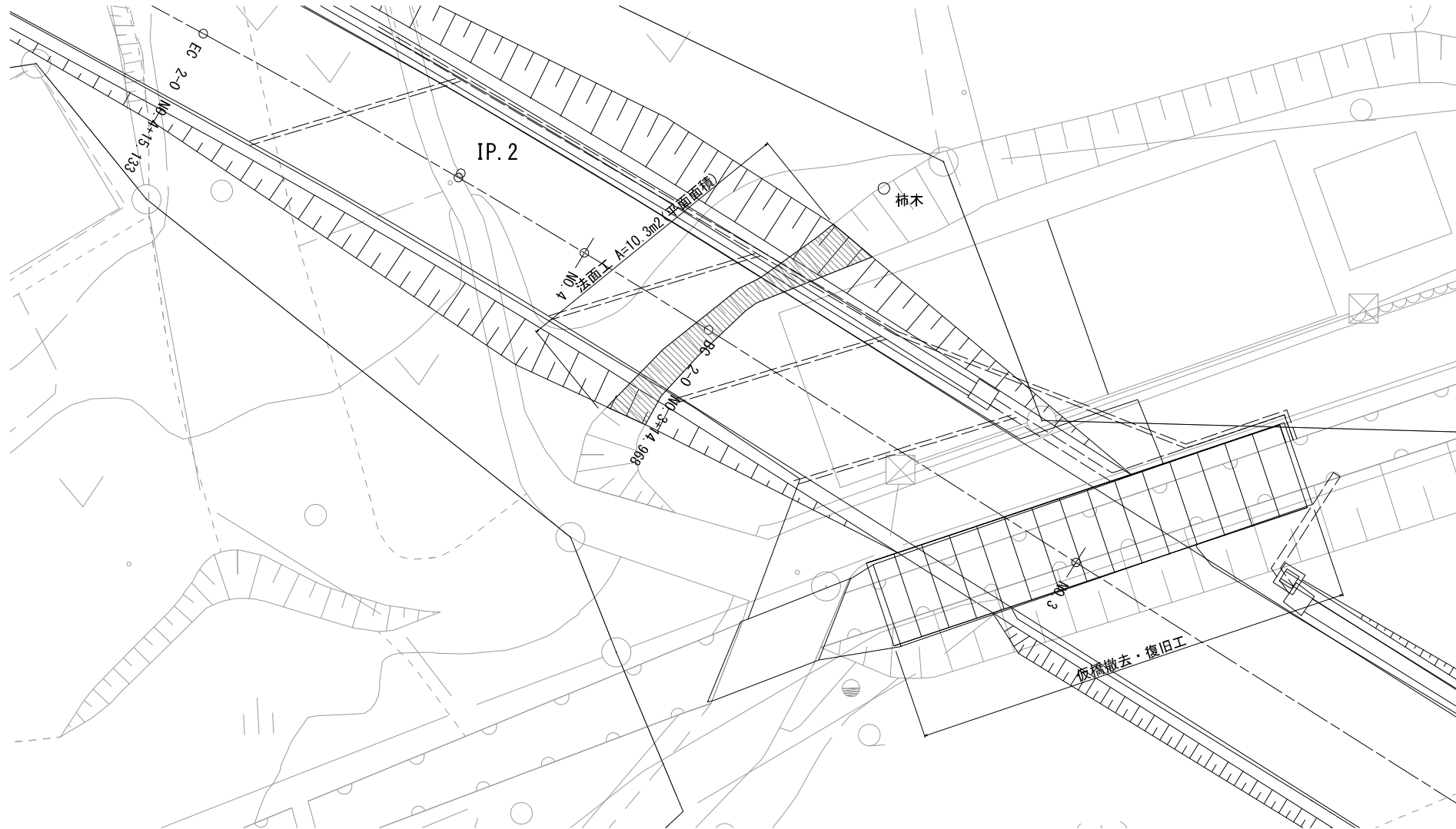
現場打天端コンクリート数量表					1式当り
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	
コンクリート	σ _{ck} =18N/mm ²	m ³	4.50		
型枠		式	1		
目地材	樹脂発泡体 (30倍発砲) t=20mm	m ²	0.36		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

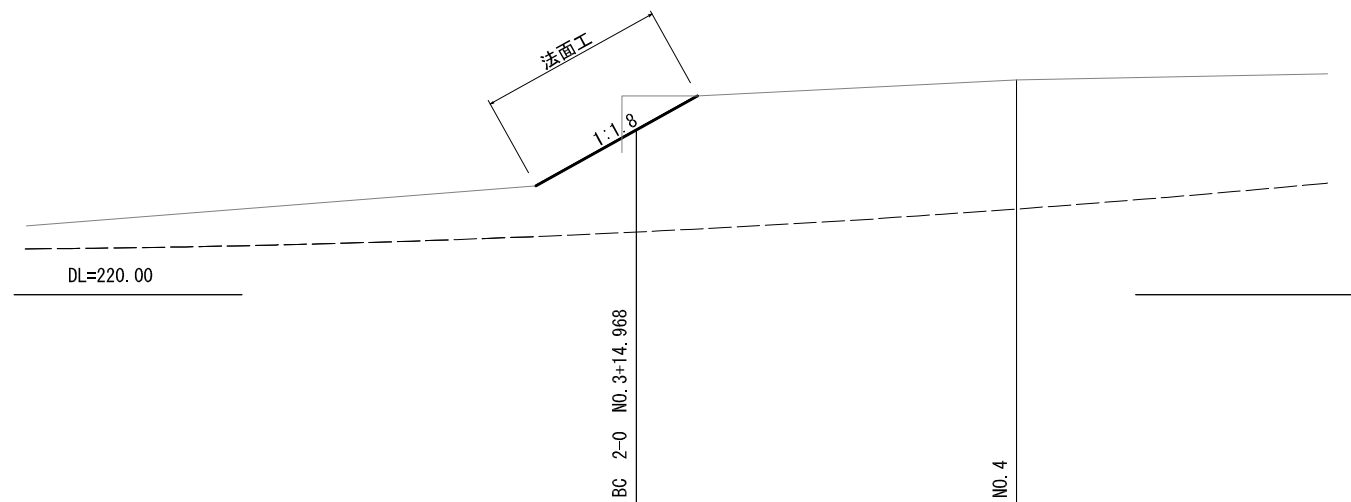
工事名	R7国道17号渋川西B外改良工事			
図面名	復旧構造図			
年月日	令和 8 年 1 月	日		
縮 尺	図 示	図面番号	16	の 15
会 社 名				
事業者名	国土交通省 高崎河川国道事務所			

法面工詳細図

平面図 S=1:100



断面図 S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道17号渋川西B.P外改良工事			
図面名	法面工詳細図			
年月日	令和 8 年	1 月	日	
縮 尺	図 示	図面番号	16 の	16
会 社 名				
事業者名	国土交通省 高崎河川国道事務所			